

No.

工事請負契約書

(会社控)

双方
印紙
貼付

西暦 年 月 日

1. 注文者	お名前			印	ご連絡先 () -	
	ご住所					
	勤務先			生年月日	西暦 年 月 日 才	
2. 請負者	MAEDA HOUSING 株式会社 マエダハウジング			株式会社 マエダハウジング 広島市中区八丁堀 10-14 八丁堀マエダビル 代表取締役 前田 政登己 TEL082-511-7552		
3. 工事内容	請負金額	金	円也	工事価格	円也	
				消費税額	円也	
	工事名称	見積りNo.				
工事場所						
4. 支払方法	着工予定	西暦 年 月 日頃	完成予定	西暦 年 月 日頃		
プラン申込金		円	入金日	西暦 年 月 日頃		
契約金		円	入金予定日	西暦 年 月 日頃		
着工金		円	入金予定日	西暦 年 月 日頃		
中間金		円	入金予定日	西暦 年 月 日頃		
完工金		円	入金予定日	西暦 年 月 日頃		
ローンのご利用	<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 検討中		
5. 請負条件	<input type="checkbox"/> 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事では見えない部分等の状況により施工内容並びに工事金額に予測できない変動が生じる場合がありますので、ご了承くださるようお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 工期については請負契約時には暫定的に決める事もあります。後日、正式に工程表をお渡ししますが、天候の状況や、工事の状況により変更する事もございます。また工程表は本工事の日程であり、残工事、手直し工事等が発生した場合は別途工程をお知らせします。 <input type="checkbox"/> 使用材料の名称、形状、種類については別途、仕様書、見積書に表記し、それに従うこととします。 <input type="checkbox"/> 工事着工での打ち合わせによる仕様の変更により請負金額は変更となります。 <input type="checkbox"/> 請負代金の支払の全部または一部に充てるため、注文者が金融機関等からの融資を利用する場合で、請負者の指定する日までの間に融資を受けられないことが判明したときは、請負者は本契約を解除することができるものとします。この場合、請負者は、受領済みの工事代金を無利息で返還しなければなりません。					
備考						
6. 連帯保証人 ※お支払名義又は建物名義が注文者と異なる場合はご記入願います。	お名前			印	ご連絡先 () -	
	ご住所					
	勤務先			生年月日	西暦 年 月 日 才	
7. 弊社記入欄	事業部名	<input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> リノベーション	店舗名			担当者氏名

特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書

ご契約いただけますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約書を充分お読み下さい。

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

②上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合。

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはできません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはできません。

③上記クーリングオフの行使を防ぐために請負者が不実のことを行ったことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。